

公共下水道・農業集落排水 使用料のあり方について

はじめに

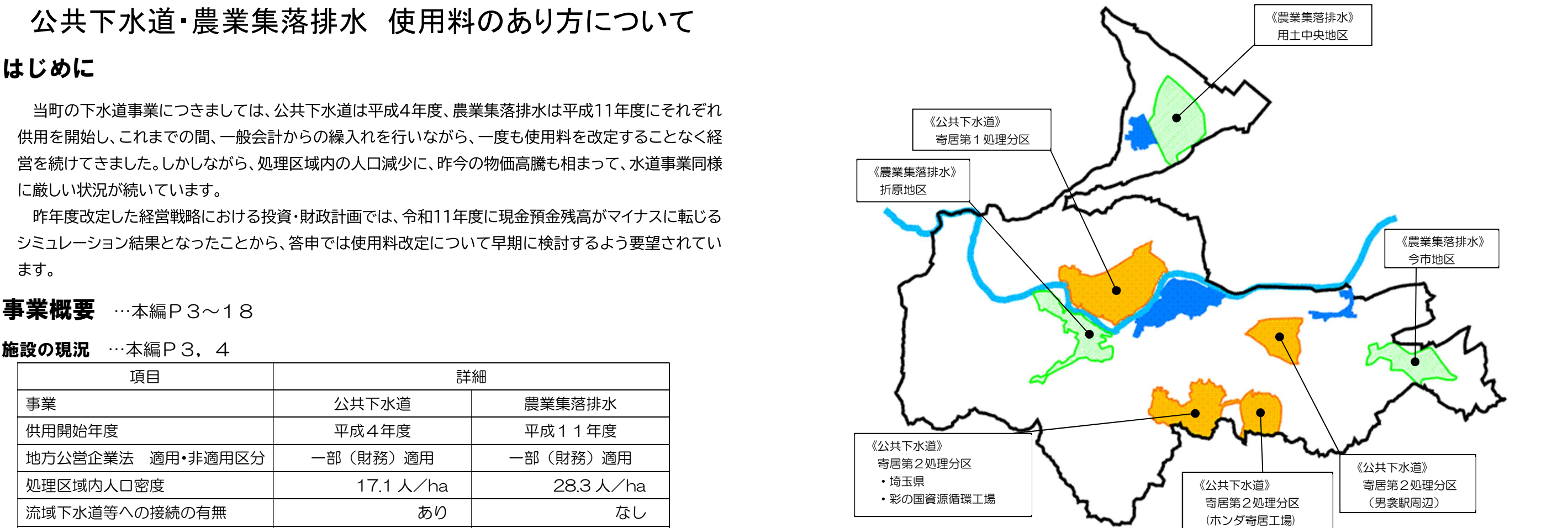
当町の下水道事業につきましては、公共下水道は平成4年度、農業集落排水は平成11年度にそれぞれ供用を開始し、これまでの間、一般会計からの繰入れを行いながら、一度も使用料を改定することなく経営を続けてきました。しかしながら、処理区域内の人口減少に、昨今の物価高騰も相まって、水道事業同様に厳しい状況が続いています。

昨年度改定した経営戦略における投資・財政計画では、令和11年度に現金預金残高がマイナスに転じるシミュレーション結果となったことから、答申では使用料改定について早期に検討するよう要望されています。

事業概要 …本編P 3～18

施設の現況 …本編P 3, 4

項目	詳細	
事業	公共下水道	農業集落排水
供用開始年度	平成4年度	平成11年度
地方公営企業法 適用・非適用区分	一部（財務）適用	一部（財務）適用
処理区域内人口密度	17.1 人／ha	28.3 人／ha
流域下水道等への接続の有無	あり	なし
管渠延長	8.2km	3.8km
処理区数	2	3
処理場数	なし	3
広域化・共同化・最適化実施状況	広域化・共同化の一環で荒川上流流域下水道に接続している	令和15年度から用土中央地区を荒川上流流域下水道に接続予定



使用料の現況 …本編P 5

※寄居町生活排水処理基本計画から抜粋

■公共下水道使用料(1ヶ月あたり税抜)

基本使用料		超過使用料（1 m ³ につき）			
10 m ³ まで	1,000 円	11 m ³ ～ 20 m ³ まで	110 円	101 m ³ ～200 m ³ まで	165 円
		21 m ³ ～ 30 m ³ まで	120 円	201 m ³ ～500 m ³ まで	180 円
		31 m ³ ～ 50 m ³ まで	135 円	501 m ³ ～1,000 m ³ まで	195 円
		51 m ³ ～100 m ³ まで	150 円	1,001 m ³ 以上	210 円

■農業集落排水施設使用料(1ヶ月あたり税抜)

区分	基本使用料	人数割使用料	割増使用料
一般家庭	2,000 円	370 円	—
事業所等	2,000 円	370 円	従業者10人毎(1の位切上げ)に1,000円を乗じて得た額
食堂、理髪店等	2,000 円	370 円	1,000 円
その他の施設	2,000 円	370 円	—

■1ヶ月あたりの使用料 条例上の使用料

	条例上の使用料 (20 m ³ あたり・税込)		実質的な使用料※2 (20 m ³ あたり・税抜)	
年度	公共下水道	農業集落排水※1	公共下水道	農業集落排水
令和4年度	2,310 円	3,421 円	3,066 円	2,828 円
令和5年度	2,310 円	3,421 円	3,039 円	2,849 円
令和6年度	2,310 円	3,421 円	3,079 円	2,900 円

※1 農業集落排水の使用料は「一般家庭・居住人数3人」で算定

※2 年間有収水量1m³あたりの使用料単価に20m³を乗じた数値(小数第1位を四捨五入)

投資財政計画 …本編P 3 1 ～6 2

投資・財源試算のまとめ …本編P 4 0

「(1)現行の使用料を維持した場合の投資・財源試算」のとおり、現行の使用料を維持した場合、公共下水道事業では使用料収入を維持できるものの企業債残高も横ばいとなり、農業集落排水事業では企業債残高が縮小するものの使用料収入が大きく減少する見込みです。また、一般会計からの多額の繰入が必要であることに変わりはなく、特に農業集落排水事業では、安定した経営状況を維持するための基準外繰入が必要となっています。

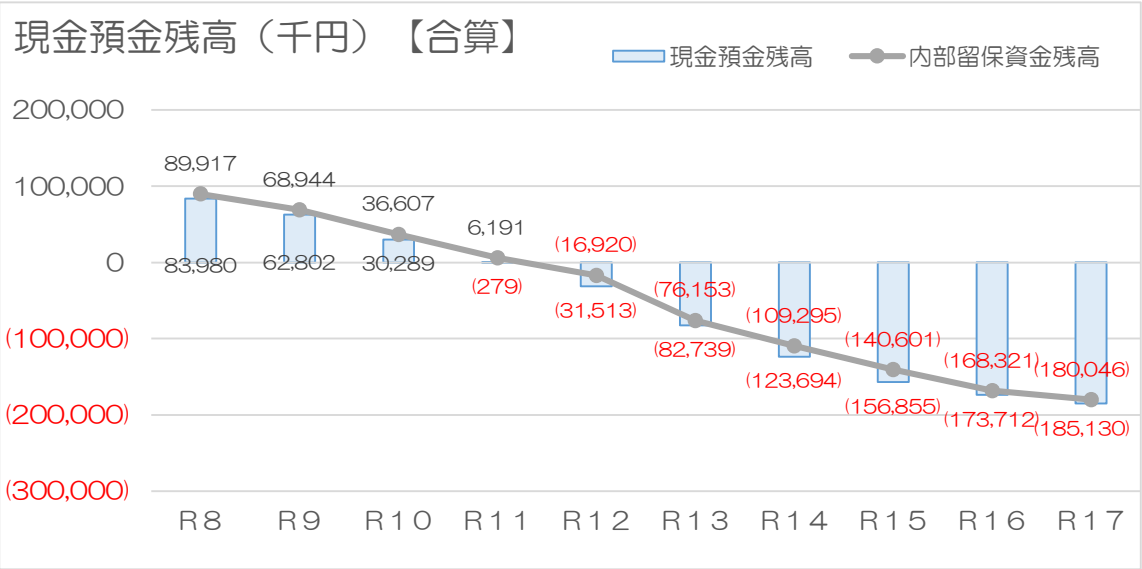
支出の面でも、老朽化した施設の更新のため多額の投資が見込まれることを踏まえると、「投資の合理化・平準化」を図ってなお厳しい経営状況が続くことが予想されます。

現金預金残高について、公共下水道事業・農業集落排水事業を合算した場合も、下の表のとおり令和11年度には残高がマイナスとなり、以降も減少を続ける見込みであるため、経営のための運転資金を確保できていません。

また、公共下水道事業・農業集落排水事業ともに地方公営企業法を適用していますが、地方公営企業の収支は独立採算が原則であること(地方公営企業法第17条の2第2項)からも、経営の自立性の面で課題が残る結果となります。

以上を踏まえ、総務省が示す「経営戦略策定・改定ガイドライン」に基づき、①企業債の「適正な規模での借入れ」、②繰入金の「総務省基準を原則とした適正な繰入れ」を行ってなお財源が不足することから、③使用料の「適正な原価を基礎とした水準」の検討を行っていくことが必要と考えられます。

そのため、次に使用料改定を行った場合の財政シミュレーションを実施します。



投資財政計画（シミュレーション） …本編P 3 1 ～6 2

使用料改定を見込まない場合の投資・財政計画では、経常収支比率や現預金残高を一定以上維持するためには、一般会計からの繰入金への依存度が上昇するなど、経営の自立性の観点から課題が残ります。

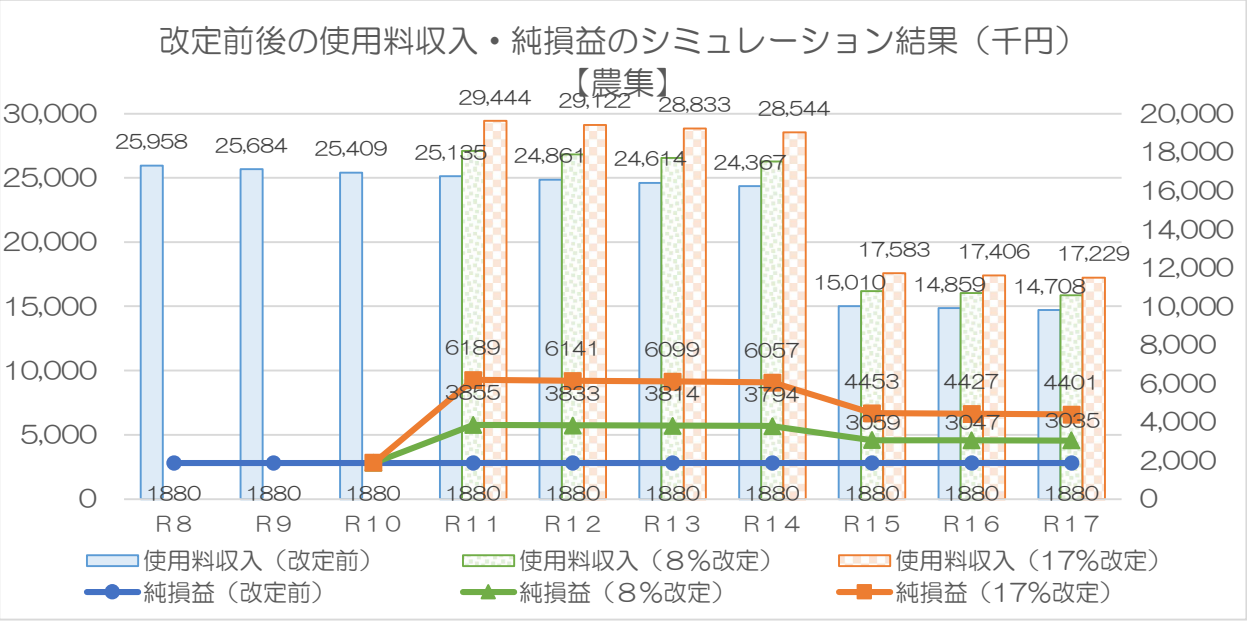
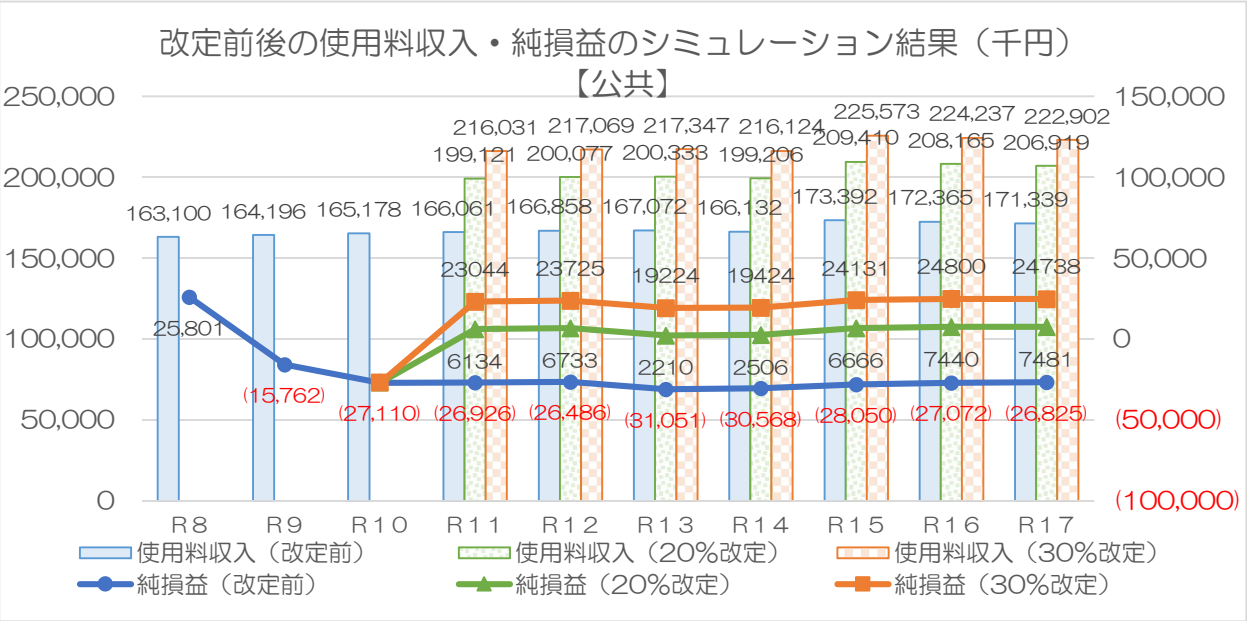
また、「公営企業の経営に当たっての留意事項について」(平成26年8月29日付総務省公営企業課長等通知(抄))では、「下水道事業における使用料回収対象経費に対する地方財政措置については、最低限行うべき経営努力として、全事業平均水洗化率及び使用料徴収月3,000円／20m³を前提として行われていることに留意すること」と示されており、これを使用料単価に換算すると150円／m³になります。

公共下水道事業では大口使用者を含めても使用料単価150円／m³を下回る年があり、農業集落排水事業は使用料単価150円／m³を下回り続けています。

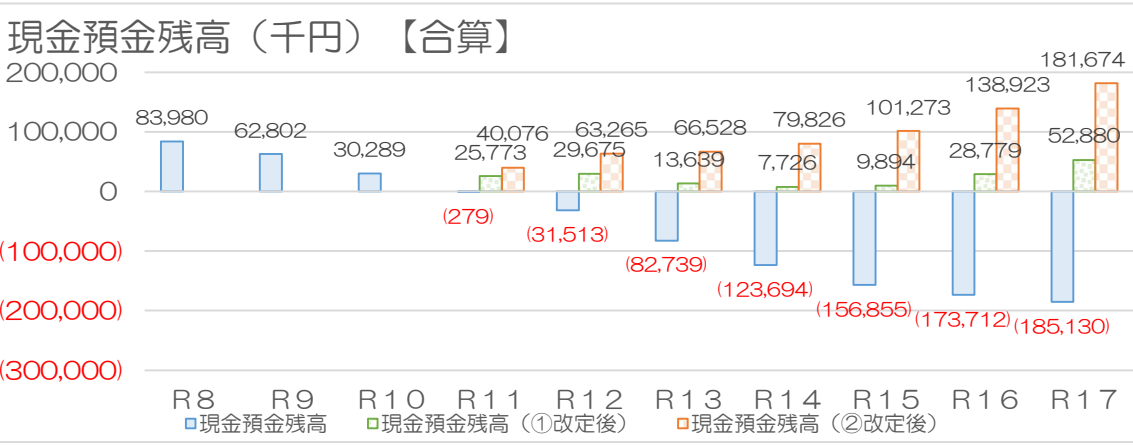
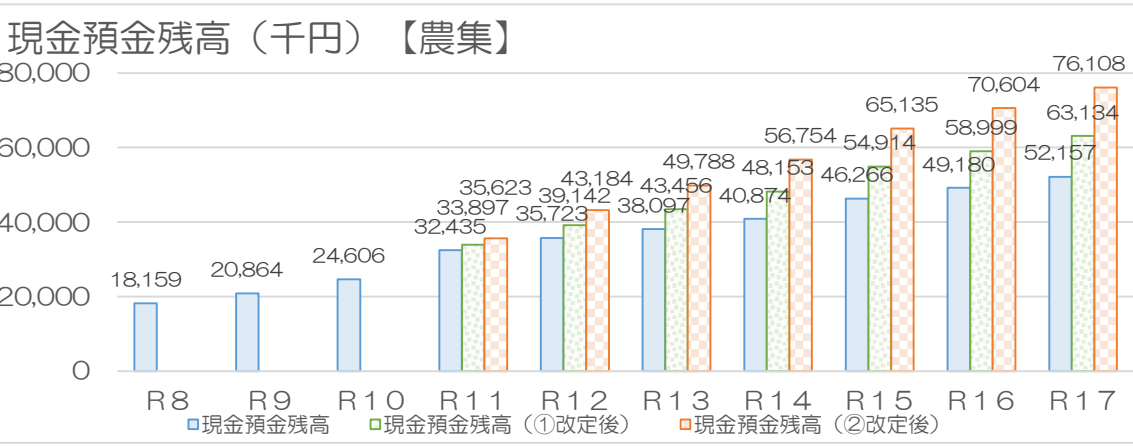
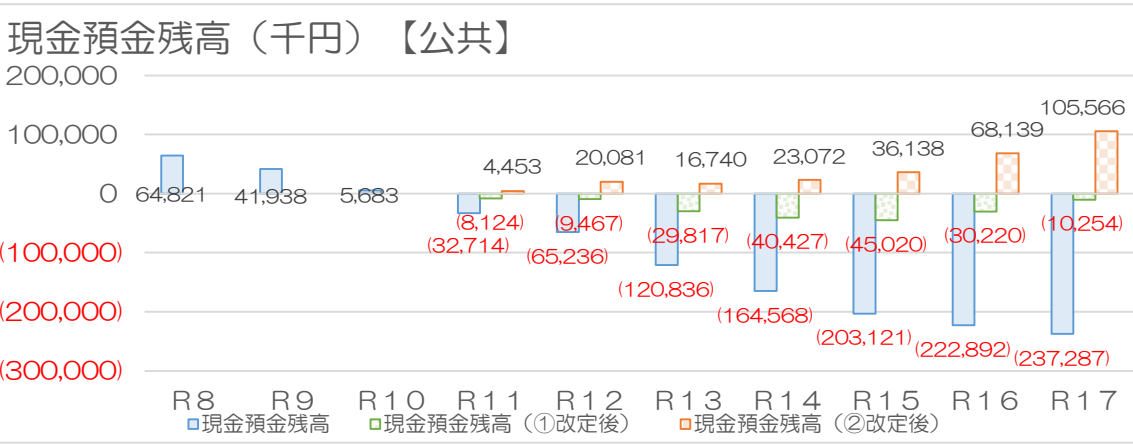
そこで、下水道事業全体での現金預金残高がマイナスとなる令和11年度に使用料の改定を行う想定で、次の設定で財政シミュレーションを実施します。

- ①令和11年度に使用料単価(大口使用者を除く)が151円／m³となるよう改定
公共下水道事業：20%、農業集落排水事業：8%
- ②令和11年度に使用料単価(大口使用者を除く)が164円／m³となるよう改定
公共下水道事業：30%、農業集落排水事業：17%

■改定前後の使用料収入・純損益のシミュレーション結果 …本編P 4 1, 4 2



■改定前後の現金預金残高のシミュレーション結果 …本編P 4 3



農業集落排水事業は純利益と現金預金残高を確保していますが、この収入には運営資金不足の補填・純損失の解消と累積欠損金を計画期間内で解消するための年平均約3,700万円の基準外補助金と、建設事業費の不足を補填するための年平均約1,900万円の基準外出資金を含んでいます。

パターン①では、事業別・合算の純利益、農業集落排水事業・合算の現金預金残高は確保できますが、公共下水道事業の現金預金残高が確保できません。

パターン②では、事業別・合算ともに、純利益・現金預金残高が確保できます。